

様々な配慮が必要となるいじめ事件
弁護士が「外してはいけないポイント」を掴む

いじめ事件の弁護士実務

—弁護活動で外せないポイントと留意点—

【著】高島 惇

A5判/216頁 定価:2,970円(本体:2,700円+税10%)



本書の特長

- ◆学校現場での経験が豊富な著者による解説！
- ◆被害者側・加害者側、それぞれの弁護活動のポイントがわかる！
- ◆昨今注目されているインターネットやSNS上でのいじめへの対応についてもピックアップ！

いじめ事件の 弁護士実務

弁護活動で外せないポイントと留意点

高島 惇 著



第一法規



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

弁護活動のポイントを著者自身の経験をもとに解説 コラムでは細かな疑問までカバー

Contents

第1 はじめに

1. いじめとは何か

コラム1 いじめと不法行為とはイコールか

2. いじめの現状—認知件数や被害類型など

3. いじめ案件を取り扱ううえで知るべきこと

コラム2 スクールロイヤール制度

4. いじめ案件を取り扱ううえで心がけるべきこと

コラム3 成功報酬に関する考え方

第2 被害者側における弁護活動

1. いじめ防止対策推進法に基づく弁護活動

コラム4 児童等が登校できている場合における弁護活動

コラム5 2号事由は法改正を要するか

コラム6 児童等への聴き取りを実現できない場合

コラム7 いじめ防止対策推進法の理念と現実

2. 損害賠償請求

3. その他の法的措置

コラム8 義務教育における加害児童等への退学対応

第3 加害者側における弁護活動

1. 損害賠償請求

コラム9 児童相談所が関与してきた場合における弁護対応

2. 退学処分及び自主退学勧告をめぐる弁護活動

コラム10 コロナ禍におけるいじめ

第4 その他—いじめ防止対策推進法では取り扱えない「いじめ」

1. 教員による体罰

2. スクールセクハラ

3. 大学等におけるいじめ

1. いじめとは何か

(1) 総論

いじめ案件を扱うに当たり、まずいじめとは何かを理解する必要があります。

いじめの定義は過去何度か変更を重ねた結果、いじめ防止対策推進法（以下、必要がない限りは「法」と表記する）において初めて法律上の定義を有するに至っており、現在の文脈においても、かかる定義を前提として議論が進んでいる。また、いじめ防止対策推進法は、附則2条1項において「いじめの防止等のための対策については、この法の施行後3年を目途として、この法律の施行状況を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする」と規定されているものの、いじめの定義については今後変更の余地がほとんどない旨指摘されており、「最も広範で、ある意味極めてシンプルな、この定義を変えることは難しい」と思います。今後、具体的な事例を示すなどして、いじめの定義の解釈の明確化を図り、法によるいじめの定義の意味するところを学校現場や保護者、地域に十分に浸透させていくことが必要だと考えています。」といった発言も見受けられるところである¹⁾。そして、いじめ案件はその性質上、学校の内外を問わず、学校や塾、スポーツクラブなどにおける人的関係を前提としたトラブルを主たる対象としており、企業やスポーツチームといった成人におけるコミュニティ内での紛争（さらに言えば、一般生活において用いられる広義の「いじめ」に該当するであろう人間的トラブルやハラスメント）とは異なる特徴を複数有しているところ、なぜいじめ防止対策推進法におけるいじめの定義がこのようなになったかを理解することは、かかる特徴を踏まえた形で弁護活動を進めるうえで必要不可欠である。

¹⁾ 「（インタビュー）「いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論のとりまとめ」を読み解く」『弁護士教育』191号（2018年）10頁（筆者補記）。

コラム9 児童相談所が関与してきた場合における弁護対応

学校での被害など、いじめの行為態様が深刻である場合には、警察が加害児童等の身柄をいったん確保したうえで、非行少年として児童相談所へ通告して行く展開があり得る。いわゆる「身柄付通告」と呼ばれるものであっても、全国的に散見されるところ、身柄付通告には法律上直接の根拠規定が存在せず、児童相談所の判断を経ることなく警察が権限なく一時保護を行っている²⁾。その一方で、多くの児童相談所は、身柄付通告を受けると事実関係が不明確なまま一時保護してしまう。加害児童等の教育を受ける権利や居住の自由を侵害してしまう。すると、学校としても、ある日突然加害児童等への授業を行えなくなってしまう。事実関係を把握すべく児童相談所へ連絡しても適切な情報開示がなされないため、最終的に出席日数不足や定期試験の不受験を理由として、原級留置などの処分を検討せざるを得ない。

このように、いじめを理由として児童相談所が加害児童等を一時保

²⁾ 大塚健二「『改正 児童相談所における子ども虐待被害への法的対応：虐待被害上の観点から』日本法政新聞（2018年）145頁以下。

詳細・お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規ストア

検索



キ リ ト リ 線

申 込 書 〈第一法規刊〉		
書 名	価格	部数
いじめ事件の弁護士実務 —弁護活動で外せないポイントと留意点—	定価 2,970円 (本体 2,700円 + 税10%)	部
[073346]		

* 弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。

* 消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

* 現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

(いずれかを✓で選択ください。) ☐代金引換により支払います。 ☐現品到着後請求書により支払います。

* 代金引換手数料について 一回あたりのご購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が	1万円以下の場合、330円(税込) 3万円以下の場合、440円(税込) 10万円以下の場合、660円(税込)	* 送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者 に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用 いただけません。
--	--	--

年 月 日

〒	—
ご住所	
事務所名	☐ 公用 ☐ 私用
フリガナ	TEL — —
ご氏名	E-mail @

お客様よりお預かりした個人情報、納品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(https://www.daichihokai.co.jp/support/contact/contact.php)かフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル TEL 0120-203-696 FAX 0120-202-974

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛にお送りください。

■宛先
〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
☎FAX.0120-302-640

書店印

いじめ事件弁護(073346) 2021.12 BP